

## ■ 一般労働者派遣事業許可のチェックリスト ■

- ① 営業する主体は個人か、法人か  
※個人でも許可取得は可能ですが、添付書類が若干変わってきます。
- ② 所在地はどこか  
※本店が大阪で東京の事務所で派遣事業を行うという場合は、大阪労働局を通して申請となります。
- ③ 関係人全員の人的基準はクリアできているか(禁固以上の刑または一定の労働法に違反して罰金の刑に処せられ、その後5年を経過しない等に該当しないか)
- ④ 派遣元責任者を選任できるか(成年に達した後、3年以上の雇用管理の経験を有する者、監査役は駄目)  
● 一般の場合は常勤の臨時職務代行者もいること  
いる →⑤へ  
いない →講習を受けてから申請(成年に達した後、3年以上の雇用管理の経験を有する者)
- ⑤ 定款の事業目的に「労働者派遣事業」の文言が入っているか  
いる →⑥へ  
いない →許可申請前にあらかじめ事業目的の変更登記が必要
- ⑥ 財産的要件は満たしているか  
1 基準資産額(資産の総額から負債の総額を控除した額)が1000万円以上/1営業所あたり  
2 1の基準資産額が負債の総額の1/7以上である  
3 事業資金として自己名義の現金・預金額が800万円以上/1営業所あたり  
※法人の場合は、直近の決算書(新設法人開始時の貸借対照表)で財産要件を確認します。個人の場合は、残高証明書も必要です。  
いる →⑦へ  
いない →満たしてから申請
- ⑦ 事業所の要件は満たしているか  
1 風適法で規制する風俗営業や性風俗特殊営業が隣接していないこと  
2 事業に使用しうる面積がおおむね20㎡以上であること  
いる →⑧へ  
いない →満たしてから申請
- ⑧ 社会保険や労働保険への加入はどうか。就業規則はどうか。(新設法人は確約書などで対応可)
- ⑨ 期間の目安

### 東京と千葉の場合

一般の許可: 翌々翌月の1日

### 神奈川・埼玉の場合

3ヶ月程度は見積もってください。  
月の前半に申請するのであれば  
翌々月の1日、月の後半に申請する  
場合は翌々翌月の1日

<重要> 一般労働者派遣事業の許可申請をお考えの方へ

一般労働者派遣事業の許可を取得したいという方は、早めに「派遣元責任者講習」の受講予約をお願い致します。

この講習が人気でございましてなかなか予約が取れないという現状がのりま。講習の予約が取れない為に許可申請が延び延びになってしまうという事が多々ございますので、まずは↓サイトから受講予約をどうぞ！

<http://www.jassa.jp/employer/school.html>

派遣元責任者講習は全国共通ですのでお急ぎの方は比較的空きがある地方での受講をお勧め致します。

お問い合わせはこちらまで。

人材派遣会社設立・許可申請代行センター

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目15-7

マック銀座ビル503

TEL:03-3564-1156 Fax:03-5524-7257

携帯:090-9292-6657

